

大阪狭山市報道提供資料

## 大阪狭山市空家バンク制度を創設しました

少子高齢化、人口減少、家族構成の変化等により空き家が増加しています。適切に管理されない状態で長期間放置された空き家は、防災防犯、景観、衛生等、地域住民の生活環境に影響を及ぼします。

本市において、空き家問題の解消に向けた取組みとして、所有している空き家の売却や賃貸等を希望する方と、空き家の利活用を希望する方との結びつきを支援する空家バンク制度を創設し、不動産に関する専門の事業者団体と、空き家対策に関する連携協定を締結しました。

協定では、市と事業者団体が連携して、空家バンク制度の運用や、空き家に関する様々な悩みの解消に向けた取組みとして、専門事業者による相談制度（無料）など定めています。

所有している空き家について悩んでおられる方は、お気軽にご相談ください。

- 市と協定を締結している不動産に関する事業者団体
  - ・公益社団法人 全日本不動産協会 大阪府本部

### ○大阪狭山市空家バンク制度の概要

#### ・空き家等に関する相談制度

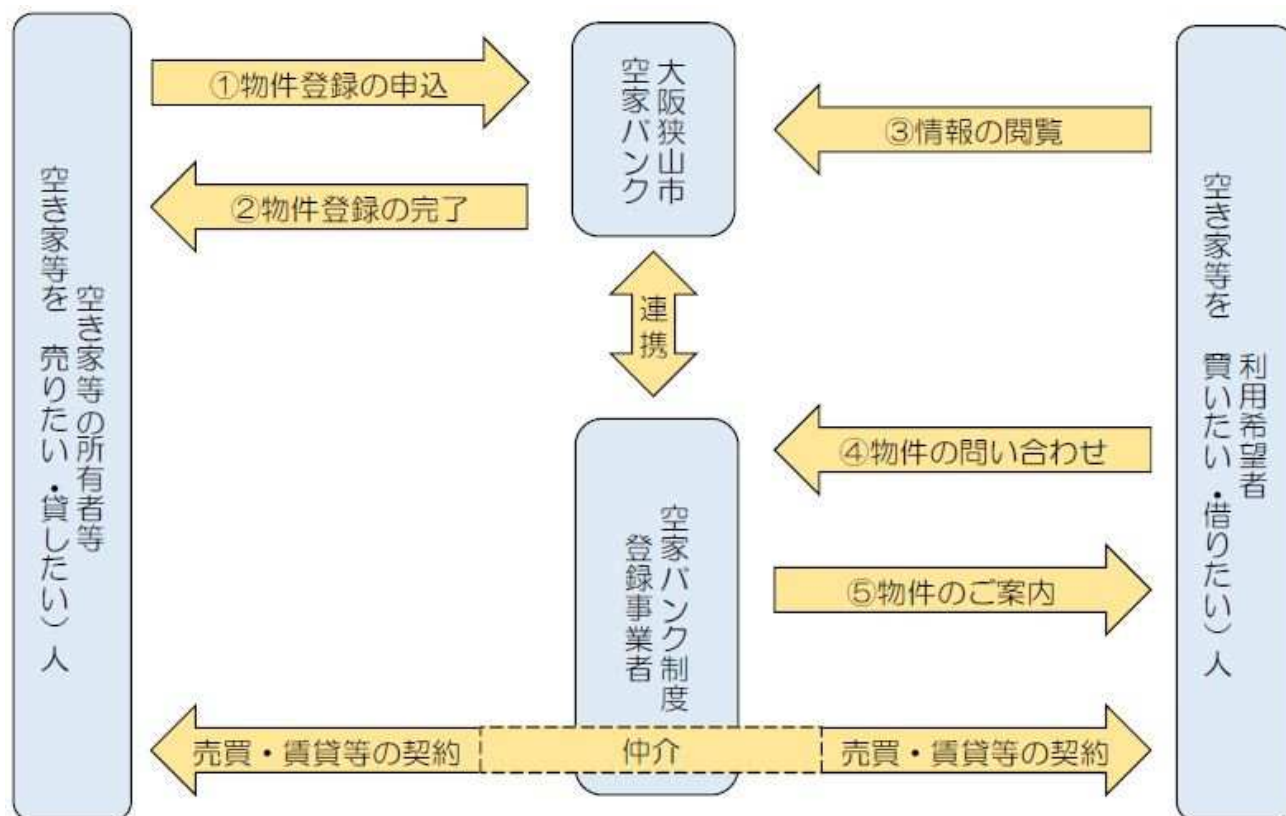
所有する空き家に関して売買や賃貸を希望されている方から、所有する空き家をどのようにすればよいか分からないなど漠然と悩んでおられる方まで、空き家を所有する方を対象に、市と協定を締結した事業者団体加盟の専門事業者に無料で相談を受けていただける制度です。

#### ・空家バンク制度

空き家等に関する相談制度利用後に、空家バンク制度の利用を希望する場合、対象となる空き家の情報を、市ホームページに掲載することで、空き家の利活用を希望する方へ空き家の情報を発信します。空き家の利活用を希望される方はホームページの情報から物件ごとに登録されている空家バンク登録事業者へ連絡し、登録事業者仲介のもと、空き家の所有者と不動産に関する取引等を行っていただくことが可能です。

また、今後は更に「大阪版・空家バンク」や「全国版空き家・空き地バンク」とも連携し、大阪狭山市の魅力発信や空き家情報の充実を図り、空き家所有者と空き家利用を希望する方とのマッチングを促進してまいります。

空家バンク制度のイメージ



※本制度は、空き家の情報を掲載するものであり、不動産等に関する取引について、市は一切関与いたしません。

・空家バンク制度を利用していただけの方

- ・対象となる空き家等所有者の方
- ・空き家等に関する『相談制度』を利用された方
- ・本市との協定を締結した事業者団体から選定された、『空家バンク制度』の登録事業者と媒介契約を締結している方 等

【相談窓口】

都市整備部都市計画グループ窓口

【お問合せ】  
 都市整備部都市計画グループ 担当 内見  
 TEL 072-366-0011 内線355